

(3) 保存・活用のための取組

我が国の有形文化財は、木材などの植物性材料でつくられているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防火などの防災対策が欠かせません。これらは所有者が行うことが原則ですが、多額の経費を要することから国庫補助により行われることがほとんどです。

特に、地震などの災害から文化財を守るためには、国や地方公共団体の協力の下で、所有者などが事前に対策を講じることが重要であるため、文化庁では文化財建造物の地震時における安全性の確保についての考え方を取りまとめ、具体的な耐震診断の指針と手引きを策定しています。さらに、平成17年度からは耐震診断の一部についても国庫補助を行っています。こうした施策を通じて文化財を後世に残せるよう支援しています。

なお、美術工芸品の活用について、重要文化財の鑑賞機会の拡大を図るため、展示や体験学習を行うのに適した文化財保存施設の整備を推進するとともに、博物館などの施設が開催する展覧会について一部の経費を負担しています。

また、建造物については、「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」に基づき所有者などが保存活用計画を作成する際に指導・助言を行っているほか、平成18年度から22年度まで、文化財建造物活用の新たな取組を支援するため「NPOによる文化財建造物活用モデル事業」を実施しました(22年度は11事業を採択)。

3 無形文化財の保存と活用

(1) 無形文化財とは

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

(2) 重要無形文化財の指定や保持者等の認定

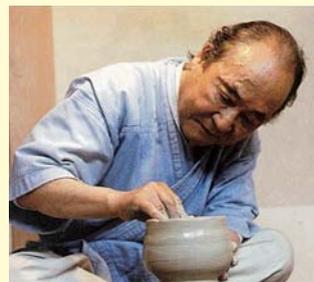
国は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得しているものを保持者又は保持団体として認定しています。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」(この保持者がいわゆる「人間国宝」)、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合、そのわざを高度に体現している者が構成している団体の構成員として認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ当該わざを保持する者が多数いる場合、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定するものです。

図表2-6-16 平成22年度の無形文化財の指定・認定(22年9月指定・認定)

○重要無形文化財の指定・保持者の認定

工芸技術の部

瀬戸黒	保持者	加藤 孝造
紋紗	保持者	土屋 順紀
友禅	保持者	二塚 長生
蒔絵	保持者	中野 孝一
鍛金	保持者	玉川 宣夫



重要無形文化財「瀬戸黒」
保持者：加藤孝造

(3) 保存・活用のための取組

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、わざの錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体などが行う伝承者養成事業、公開事業などに対して補助を行っています。また、我が国にとって、歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財(工芸技術)を末永く継承し保護していくため、保持者の作品などの無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録し、これらの資料や完成した映像記録を公開しています。このような施策を通じて無形文化財の保存・活用を図っています。

4 民俗文化財の保存と活用

(1) 民俗文化財とは

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術と、これらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでおり、有形のものと無形のものがあります。

(2) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

国は、有形・無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存を図っています。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

図表2-6-17 平成22年度の民俗文化財の指定(23年3月指定)

- 重要有形民俗文化財(1件)
 - ・会津のからむし生産用具及び製品
- 重要無形民俗文化財(計6件)
 - ・本海獅子舞番楽
 - ・鴻巣の赤物製作技術
 - ・三戸のオショロ流し
 - ・小菅の柱松行事
 - ・阿方の風流大踊小踊
 - ・八代妙見祭の神幸行事



重要有形民俗文化財
会津のからむし生産用具及び製品

(3) 保存・活用のための取組

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退の恐れがあります。このため、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋などを保護するための管理や修理、保存活用施設の整備などの事業を補助するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具などの修理・新調、記録の作成などの事業に対し補助を行っています。また、国が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を行っています。このような施策を通じてそれぞれの地域に根差す民俗文化財の保存・活用を図っています。

5 記念物の保存と活用

(1) 記念物とは

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。

(2) 史跡、名勝、天然記念物の指定等

国は、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物と地質鉱物は「天然記念物」に指定し、特に重要なものについては、「特別史跡」「特別名勝」「特別天然記念物」に指定しています。

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存することが困難な状況にある記念物については登録という手法で緩やかに保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」「名勝地関係」「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

図表2-6-18 平成22年度の史跡・名勝・天然記念物の指定

【特別名勝の新指定】			
へいしやうきやうとういんていえん 平城宮東院庭園	平成22年8月5日告示	はさいけこふん 葉佐池古墳	平成23年2月7日告示
		うちまうごうん 内間御殿	〃
		あかさかいせき 赤坂遺跡	平成23年3月8日告示
【史跡の新指定】			
こみねしろあと 小峰城跡	平成22年8月5日告示		
ひたちこくふあと 常陸国府跡	〃		
おおまちしやかどうぐちいせき 大町釈迦堂口遺跡	〃		
ちやうしやうはんしものせきまゑだたいばあと 長州藩下関前田台場跡	〃		
あわへんろみち 阿波遍路道	〃		
かくりんじみち 鶴林寺道	〃		
たいりゆうじみち 太龍寺道	〃		
いわや道 いわや道	〃		
みょうけんさんこふん 妙見山古墳	〃		
くまもとほんかわしりこめぐらあと 熊本藩川尻米蔵跡	〃		
とじやうぐらあと 外城蔵跡	〃		
ふなつきばあと 船着場跡	〃		
こみなと 小湊フワガネク遺跡	〃		
かきしまいせき 垣ノ島遺跡	平成23年2月7日告示		
よこだいでうせいでついでついでつ 横大道製鉄遺跡	〃		
かんさきいせき 神崎遺跡	〃		
ふじさん 富士山	〃		
きふじやうあと 岐阜城跡	〃		
まつさかじやうあと 松坂城跡	〃		
こうしんやまこふん 荒神山古墳	〃		
くすはだいばあと 楠葉台場跡	〃		
えげのやまいせき 会下山遺跡	〃		
		【名勝の新指定】	
		わかつうら 和歌の浦	平成22年8月5日告示
		えんげつとう たかしま 円月島（高嶋）	〃
		すまもとしていえん 杉本氏庭園	平成23年2月7日告示
		【天然記念物の新指定】	
		おおむらやま 大室山	平成22年8月5日告示
		たど しせいち 多度のイヌナシ自生地	〃
		やくしまかわゴロモ生育地 ヤクシマカワゴロモ生育地	〃
		きかひやうふせいごう 坂州不整合	平成23年2月7日告示
		ごしき はま よこなみ 五色ノ浜の横浪メランジュ	〃
		こつらつ おきつ およ 小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	〃

(3) 保存・活用のための取組

史跡などを次世代に確実に伝えるためには、調査研究に基づき本質的価値を把握した上で、保存と管理の基本方針を定めることが必要です。このため、地方公共団体がこのような方針を定める保存管理計画の作成経費に対し、国庫補助を行っています。

さらに、所有者や管理団体が実施する境界標などの管理施設の設置、石垣や歴史的建造物などの修理や、遺構の表示や復元、園路などの各種施設の整備など、保存活用事業に対して補助を行っています。

6 文化的景観の保存と活用

(1) 文化的景観とは

文化的景観とは、石積みの棚田や流通・往来の結節点に形成された町場、河川流域の土地利用など、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいいます。

(2) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村では、「景観法」に基づく景観計画や条例、文化的景観保存計画などにより、文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化的景観のうち、国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定しています。平成22年度には5件が新たに選定され、23年4月1日現在、全国で24件の重要文化的景観が選定されています。

図表2-6-19 平成22年度選定の重要文化的景観

名 称	所 在 地	選 定 年 月 日
高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	平成22年8月5日
田楽荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	平成22年8月5日
久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町	平成23年2月7日
小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	平成23年2月7日
天草市崎津の漁村景観	熊本県天草市	平成23年2月7日



高島市針江・霜降の水辺景観

(3) 保存・活用のための取組

国は、都道府県又は市町村が行う文化的景観に関する保存調査や文化的景観保存計画の策定、地域住民が参加するワークショップなどの普及・啓発、重要文化的景観の整備などに関する事業に対して国庫補助を行っています。

平成22年度には、新たに11件の文化的景観保存計画が策定されたほか、13件の重要文化的景観において、重要な構成要素である家屋の修理・修景や当該重要文化的景観の価値を周知するための説明板設置などに関する整備事業が行われました。

7 伝統的建造物群の保存と活用

(1) 伝統的建造物群とは

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農漁村集落などがこれに当たります。

(2) 重要伝統的建造物群保存地区の選定

伝統的建造物群を有する市町村では、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環

境を保存するために伝統的建造物群保存地区を定め、保存地区内の現状変更の規制などを行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。国は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区に選定しています。

図表2-6-20 平成22年度選定の重要伝統的建造物群保存地区

平成22年6月29日選定（計1件）

・桜川市真壁伝統的建造物群保存地区

平成22年12月24日選定（計1件）

・五條市五條新町伝統的建造物群保存地区



五條市五條新町
伝統的建造物群保存地区

(3) 保存・活用のための取組

伝統的建造物群を有する市町村が、伝統的建造物群保存地区を定めるために行う伝統的建造物群の保存状況などの調査や、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物などの修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化など、市町村が行う事業に国庫補助を行っています。

8 文化財保存技術の保存

(1) 文化財保存技術とは

我が国の固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、後世に確実に伝えていくために欠くことのできない、文化財の修理技術・技能やそれに用いられる材料・道具の製作技術などを「文化財保存技術」と呼んでいます。

(2) 選定保存技術の選定と保持者等の認定

国は、文化財保存技術のうち、保存措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定するとともに、その技術を正しく体得している者を保持者として、技術の保存のための事業を行う団体を保存団体として、それぞれ認定し、保護を図っています。

図表2-6-21 平成22年度の選定保存技術の選定・認定（22年9月選定・認定）

○選定保存技術の選定・保持者の認定

蒔絵筆製作 保持者 村田 重行

表具用刷毛製作 保持者 田中 重己



「表具用刷毛製作」
保持者 田中重己

9 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財は、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない国民共有の財産であり、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる貴重な資産です。

このような埋蔵文化財を保護するため、文化財が埋蔵されている土地で開発事業などを行う場合には、事前に遺跡の内容を確認するための発掘調査を行った上で、現状保存のための調整や、現状保存を行うことができない場合には記録として保存するための発掘調査が必要です。また、記録保存のために行った調査については、発掘調査現場や報告書などについて積極的に公開を行うなど、普及を行うことが求められます。

国は、こうした埋蔵文化財の保護が円滑かつ迅速に実施されるよう、発掘調査体制や調査方法、遺物の整理収納方法の充実などの様々な課題について「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究」を行い、その成果については、課題ごとに報告書を取りまとめ、各都道府県に通知を行っています。それを受けて、各都道府県において埋蔵文化財の取扱基準を策定するなど、所要の施策が行われています。

10 「歴史文化基本構想」の普及・促進

近年、社会構造や価値観の変化、特に過疎化や少子高齢化などにより、地域の身近な文化財が失われつつあります。そうした地域の多様な文化財を次世代に確実に継承し、文化財を核として、歴史文化を活かした地域づくりを行っていくためには、地域にある様々な文化財を、指定の有無や類型にかかわらず、一定のテーマの下にその周辺環境まで含めて総合的に捉え、長期的な視野で保存・活用していくための基本構想（「歴史文化基本構想」）が策定されることが必要です。

国では、各地方公共団体における歴史文化基本構想の策定に際しての課題を抽出し、構想策定に資する指針づくりの参考とするため、平成20年度から22年度までの3か年にわたり、全国20地域（23市町村）において、実際に歴史文化基本構想を策定する「文化財総合的把握モデル事業」を実施しました。

また、この他に、歴史文化を活かした地域づくりに関連する取組として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称「歴史まちづくり法」）に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは市町村が、地域に根ざした人々の活動と建造物が一体となって良好な景観を形成している区域を維持・向上させるための計画を国が認定するもので、認定された市町村は、国より重点的な支援を受けることができます。

11 古墳壁画の保存活用事業

(1) キトラ古墳の壁画取り外し

キトラ古墳については、壁画発見（昭和58年）後の調査により、壁画が描かれた漆喰^{しっくい}が既に浮き上がり、剝落の危険性があると判明したため、平成16年9月に壁画の全面取り外しの方針を決定しました。その後、カビなどの定期点検や仮設保護覆屋の建設などによる環境制御を行いながら、順次壁画の取り外しを行ってきました。その結果、22年11月には石室内の全ての壁画の取り外しを終了しました。

取り外した壁画は国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設において、高松塚古墳の壁画とともに保存修理を行っています。



キトラ古墳壁画の取り外し作業

(2) 普及・公開事業の実施

平成22年5月(8日間)と10～11月(8日間)に、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設内修理作業室の一般公開を行いました。また、国立文化財機構奈良文化財研究所飛鳥資料館の春期特別展(5月)において、キトラ古墳壁画の四神(「青龍」「白虎」「朱雀」「玄武」)の特別公開を行いました。



キトラ古墳壁画の特別公開(飛鳥資料館)

(3) 古墳壁画の保存活用に関する検討会の開催

高松塚古墳壁画やキトラ古墳壁画の適切な保存活用を行うために必要な事項などを調査研究するため、平成22年4月から「古墳壁画の保存活用に関する検討会」を開催し、有識者などによる検討を行っています。

12 世界遺産と無形文化遺産

(1) 世界遺産の登録の推進

①世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(「世界遺産条約」)は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊などの脅威から保護することを目的として、昭和47年のユネスコ総会において採択されました。我が国は平成4年に同条約を締結し、22年8月現在、187か国が締結しています。

毎年1回開催される世界遺産委員会においては、締約国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を持つと認める文化遺産・自然遺産を世界遺産に登録しており、平成22年8月現在、911件の遺産(文化遺産704件、自然遺産180件、複合遺産27件)が、我が国では14件の遺産(文化遺産11件、自然遺産3件)が登録されています(図表2-6-22)。

世界遺産への登録を推進することは、我が国の貴重な文化遺産の価値が国際的に評価されるとともに、登録を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で大きな意義があります。

図表2-6-22 我が国の世界遺産一覧

	記 載 物 件 名	所 在 地	推 薦 年	記 載 年 月	区 分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	4年	5年12月	文化
3	屋久島	鹿児島県	4年	5年12月	自然
4	白神山地	青森県, 秋田県	4年	5年12月	自然
5	古都京都の文化財(京都市, 宇治市, 大津市)	京都府, 滋賀県	5年	6年12月	文化
6	白川郷, 五箇山の合掌造り集落	岐阜県, 富山県	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	7年	8年12月	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県, 奈良県, 和歌山県	15年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	18年	19年7月	文化

②世界遺産の登録・推進に向けた国内の取組について

締約国は、世界遺産の候補としてふさわしいと考えられる文化遺産・自然遺産の一覧表を「世界遺産暫定一覧表」として世界遺産委員会に提出することが求められています。

平成23年3月末現在、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載されているのは、文化遺産13件、自然遺産1件の計14件です。このうち、21年の世界遺産委員会で「情報照会」の決議を受けていた国立西洋美術館を含む「ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—」（旧名称「ル・コルビュジエの建築と都市計画」）については、共同推薦国（ドイツ、アルゼンチン、ベルギー、フランス、スイス）と連携し、23年2月に追加情報を提出しました。22年1月に改訂版推薦書を提出した「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—」、同じく22年1月に自然遺産としての記載を目指して環境省、林野庁と文化庁の共同で推薦書を提出した「小笠原諸島」とあわせ、23年夏の世界遺産委員会において、我が国の推薦資産3件が世界遺産一覧表への記載の可否の審議を受ける予定となっています。

(2) 無形文化遺産の保護に関する取組

平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、18年4月20日に発効しました。我が国は、同条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、早期発効を促すため、16年6月に3番目の締約国となりました。22年8月現在、134か国が締結しています。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力や援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置などについて規定しています。我が国としては、①締約国が作成する「自国内の無形文化遺産の目録」については、「重要無形文化財」「重要無形民俗文化財」「選定保存技術」に指定・選定された文化財の一覧を我が国の目録とするとともに、②「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」には、①の目録の中から文化財の特徴などにに基づき設定した区分ごとに、指定の時期が早いものから順に提案することとしています。

平成22年11月には、本条約の政府間委員会がケニアのナイロビで開催され、我が国の「組踊」「結城紬」の2件を含む47件が「代表一覧表」に記載されることになりました。

図表2-6-23 「代表一覧表」に記載されている我が国の無形文化遺産

区分	名称	記載年
重要無形文化財	能楽	平成20年記載
	人形浄瑠璃文楽	平成20年記載
	歌舞伎	平成20年記載
	雅楽	平成21年記載
	組踊	平成22年記載
	小千谷縮・越後上布	平成21年記載
工芸技術	石州半紙	平成21年記載
	結城紬	平成22年記載
風俗慣習	日立風流物	平成21年記載
	京都祇園祭の山鉾行事	平成21年記載
	甌島のトシドン	平成21年記載
重要無形民俗文化財	奥能登のあえのこと	平成21年記載
	早池峰神楽	平成21年記載
	秋保の田植踊り	平成21年記載
	チャッキラコ	平成21年記載
	大日堂舞楽	平成21年記載
	題目立	平成21年記載
	アイヌの古式舞踊	平成21年記載



結城紬

1 我が国の美術館・歴史博物館の概要

我が国には1,248館の登録博物館・博物館相当施設があります。そのうち885館が美術館(主として美術に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)と歴史博物館(主として歴史及び民俗に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)であり、全体の約7割を占めています。

2 美術館・歴史博物館への支援

国では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の国内外への発信拠点としての機能が充実するよう、事業に対する支援や人材養成などを行っています。

(1) 美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業

国は、美術館・歴史博物館の果たす役割の重要性を踏まえ、館が自らの事業の方向性を社会の変化に対応させるための活動基盤の整備に焦点をあて、地域との関係の強化(地域軸の強化)と国際的な交流の拡大(国際軸の強化)に資する取組に対して支援を行っています。本事業は、全国の美術館・歴史博物館の中から優れた取組を広く公募し、その実施を支援するとともに、この取組について全国の美術館・博物館に広く情報提供を行うことにより、全国の館が時代の要請に応える活動基盤整備に取り組むことを促進するものです。

(2) 美術館・歴史博物館を支える人材の養成等

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、国では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナー、運営研究協議会など様々な研修会や講習会などを実施しています。

3 登録美術品制度の実施

優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進することにより、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、「登録美術品制度」が設けられています。

この制度は、優れた美術品について、個人や企業などの所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録を行うものです。登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、当該美術館において5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

平成23年3月末現在、41件(375点)の美術品が登録美術品として登録されています。



太刀(銘正恒)

4 国立美術館

国立美術館は、独立行政法人として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点

として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言を行っています(参照：<http://www.artmuseums.go.jp/>) (図表 2-6-24)。

平成 22 年度においては、所蔵作品展とともに、国立美術館 5 館による共同企画展として「陰影礼讃—国立美術館コレクションによる」を開催したほか、各館において「麻生三郎展」(東京国立近代美術館)、「『日本画』の前衛 1938 - 1949」(京都国立近代美術館)、「フランク・ブラングイン展」(国立西洋美術館)、「風穴 もうひとつのコンセプチュアリズム、アジアから」(国立国際美術館)、「オルセー美術館展 2010 「ポスト印象派」」(国立新美術館)など 41 回の企画展を開催しました。

また、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修や、国立国会図書館などとの連携による美術情報の多元的発信などを行いました。東京国立近代美術館フィルムセンターでは、相模原分館の収蔵庫を増築しました。

図表2-6-24 国立美術館



東京国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、関連する調査研究や事業を行っています。本館の他、工芸館、フィルムセンターを設置しています。フィルムセンターは、我が国における映画文化の中核となる総合的なフィルム・アーカイブ(注)を目指しています。

(注) フィルム・アーカイブ…映画フィルムと関連資料を文化財として収集・保存する機関。



京都国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、関連する調査研究や事業を行っています。



国立西洋美術館

昭和30年10月8日に日本国政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクション(主にフランスの絵画・彫刻)を基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品や資料の収集、調査研究、修復保存、教育普及、出版物の刊行などを行っています。



国立国際美術館

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し、併せてこれに関連する調査研究や事業を行っています。



国立新美術館

我が国の美術創造活動の活性化のため、全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会場場の提供を行うとともに、新しい美術の動向を紹介することなどを通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また、美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに、併せてこれに関連する調査研究を行っています。

5 国立文化財機構

国立文化財機構は、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館の4博物館を設置し、有形文化財を収集・保管して国民の皆様の観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所を加えた6施設において調査・研究などを行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的としています(参照：<http://www.nich.go.jp>) (図表2-6-25)。

図表2-6-25 国立文化財機構



東京国立博物館

我が国の人文系の総合的な博物館として、日本を中心にして広くアジア諸地域にわたる有形文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、資料館において、創設以来収集・保管してきた写真、図書等の学術資料を、研究者を中心に広く公開しています。



京都国立博物館

平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修理所を設置し、文化財の保存修理、模写・模造や修復文化財に関する資料収集、調査・研究を行っています。



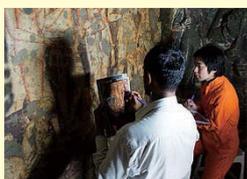
奈良国立博物館

仏教美術及び奈良を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修理所を設置し、文化財の保存修理とそれに伴う調査・研究、技術者等に対する助言を行っています。



九州国立博物館

「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」博物館として、日本とアジア諸地域との文化交流を中心とした文化財について、収集、保存、管理、展示、調査・研究、教育普及事業等を行っています。また、文化財保存修復施設において、伝統的技術と人文科学・科学技術を融合した保存修復を実施しています。



壁面の状態調査
(アジャンター第2窟右祠堂)

東京文化財研究所

基礎的なものから先端的・実践的なものまで多様な手法により我が国の文化財の研究を行うとともに、その成果の積極的な公表・活用を図り、保存科学・修復技術に関する我が国の拠点としての役割を果たしています。また、世界の文化財保護に関する国際的な研究交流等を実施し、文化財保護における国際協力の拠点としての役割を担っています。



平城第466次発掘調査
(平城宮東方官衙地区)の現地説明会

奈良文化財研究所

遺跡・建造物・庭園等の土地と結びついた文化財や、南都諸大寺及び近畿周辺を中心とした古社寺等における文化財の保存・活用を図るための発掘、調査・研究を行うとともに、全国各地の発掘調査、建造物修理等に対する協力・助言等を行っています。また、アジア諸地域の遺跡・建造物等の文化財に関する国際的な研究支援や保護事業への協力等を実施しています。

現在、国立博物館では国宝・重要文化財を含む約12万件の文化財を所蔵しています。また、これらの文化財を活用し、平常展、企画展などを通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。

平成22年度においては、「光明皇后1250年御遠忌記念 東大寺大仏－天平の至宝－（東京国立博物館）」「没後400年 長谷川等伯（京都国立博物館）」「平城遷都1300年記念 大遣唐使展（奈良国立博物館）」「没後120年 ゴッホ展（九州国立博物館）」などの特別展を開催しました。

東京文化財研究所では、日本・東洋の美術・芸能の調査研究や文化財の保存に関する科学的な調査、修復材料・技術の開発に関する研究を行うとともに、海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品の修復協力、アフガニスタンやイラクの文化財保存修復に関する協力など国際交流を進めています。奈良文化財研究所では、遺跡、建造物、歴史資料などの調査研究や平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査などを進めるとともに、全国各地の発掘調査などに対する指導・助言や発掘調査を行う専門職員などに対する研修を行っています。

6 国立劇場

(1) 伝統芸能の保存・振興

我が国の伝統芸能の保存・振興を目的として、国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、国立劇場おきなわの5館において、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能の公開や伝統芸能の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸出しなどを実施しています（参照：<http://www.ntj.jac.go.jp>）。

平成22年度は、公演事業として、196年ぶりの復活となる歌舞伎「四天王御江戸鎬」（国立劇場）、古典の日記念特別公演 能「おぼすて姨捨」（国立能楽堂）、文楽「にほんふりそではじめ日本振袖始」（国立文楽劇場）、三島由紀夫の新作文楽「いわしうりこいのひきあみ鯛売恋曳網」（国立劇場）などの作品を上演しました。また、組踊がユネスコの「人類の代表的な無形文化遺産の一覧表」への記載候補となったことを記念し、玉城朝薫作の組踊「たまくすくちょうくん執心鐘入」しゅうしんかねいり「女物狂」を上演し、一覧表に記載されてからは、国の重要無形文化財保持者による組踊「にどうてきうち二童敵討」を上演しました（国立劇場おきなわ）。伝統芸能の公演については、通し狂言や復活狂言などによる古典の正しい伝承を基本とし、併せて新しい作品の上演についても取り組み、5館で計182公演（1,020回）を実施しました。伝承者養成事業では、歌舞伎音楽4名、文楽2名、組踊（立方、地方）9名が研修を修了しました。また、各館において展示や各種講座等を実施し、伝統芸能に関する理解促進と普及に努めています。

(2) 現代舞台芸術の振興・普及

我が国の現代舞台芸術振興の拠点として、新国立劇場において、オペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの公演の実施や、現代舞台芸術の実演家などの研修、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集・展示、劇場施設の貸付けなどを実施しています（参照：<http://www.nntt.jac.go.jp>）。

平成22年度は、公演事業としてオペラ「トリスタンとイゾルデ」、バレエ「ピントレーのペンギン・カフェ」、現代舞踊「ストラヴィンスキー・イブニング 平山素子「兵士の物語」「春の祭典」」、演劇「ヘッダ・ガーブレル」などの意欲的な作品を含め、計35公演（284回）を実施しました。実演家研修事業では、オペラ5名、バレエ6名、演劇14名が研修を修了しました。また、新国立劇場及び新国立劇場舞台美術センター資料館において展示や各種講座等を実施し、現代舞台芸術の理解促進と普及に努めています。



国立劇場

我が国の伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として、歌舞伎・文楽・舞踊・邦楽・雅楽・声明・民俗芸能等の公演を行っています。また、歌舞伎俳優・歌舞伎音楽・大衆芸能等の伝承者の養成、伝統芸能に関する調査研究・資料収集等の事業を実施しています。敷地内に伝統芸能の普及に資するための伝統芸能情報館を併設し、広く国民の利用に供しています。



国立演芸場

大衆芸能の保存と振興を図ることを目的として、落語・講談・浪曲・漫才・奇術・曲芸等の公演を行っています。施設内の展示室では演芸に関する資料展示を実施しています。



国立能楽堂

能楽の保存と振興を図ることを目的として、能と狂言の公演を行っています。また、能楽の伝承者（ワキ方・囃子方・狂言方）の養成、能楽に関する調査研究・資料収集等の事業を実施しています。



国立文楽劇場

人形浄瑠璃文楽を中心に上方芸能の保存と振興を図ることを目的として、文楽・舞踊・邦楽・大衆芸能・特別企画等の公演を行っています。また、文楽技芸員（太夫・三味線・人形遣い）の養成、文楽等に関する調査研究・資料収集等の事業を実施しています。



国立劇場おきなわ

組踊・琉球舞踊・琉球音楽等の公演事業を通じ、広く沖縄の伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、沖縄の芸能に影響を与えた本土の芸能、アジア・太平洋地域の芸能を紹介しています。また、組踊の伝承者（立方・地方）の養成、沖縄伝統芸能に関する調査研究・資料収集等の事業を実施しています。



新国立劇場

オペラ劇場・中劇場・小劇場の3つの劇場を備え、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇等の現代舞台芸術の公演を行っています。また、次代を担うオペラ歌手・バレエダンサー・俳優等を育成するための研修を行い、現代舞台芸術に関する調査研究・資料収集等の事業を実施しています。

第7節

国際文化交流を通じた日本文化の 発信と国際協力への取組

国際化の進展に伴い、伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術推進の向上を図り、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献することが求めら

れています。

文化庁では、文化芸術振興基本法や基本方針を踏まえ、世界に誇ることができる芸術の創造とその国内外への発信、文化芸術の国際交流の推進、海外の文化遺産保護への協力などを通じて、文化芸術立国の実現に向けた施策の充実に取り組んでいます。

1 国際文化交流の総合的な推進

(1) 文化庁文化交流使事業

文化庁文化交流使事業は、芸術家、文化人など文化芸術に携わる人々を、一定期間「文化交流使」として指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や日本と外国の文化人のネットワーク形成・強化につながる活動の展開を図ることを目的とした事業です。文化交流使には、日本在住の芸術家、文化人が海外に一定期間滞在し、講演、講義、ワークショップや実演等を行う「海外派遣型」、国際芸術交流支援事業により海外で公演などを行う芸術団体が現地の学校等で実演会、演奏会などのアウトリーチ活動を行う「短期指名型」の類型があります。

平成22年度は、海外派遣型文化交流使として12名を新たに指名し、日本舞踊、能楽などの日本の伝統文化から、漫画、版画、アニメーションまで様々な分野で活躍中の文化人・芸術家の方々による国際文化交流と日本文化の発信活動を展開しました。また、短期指名型文化交流使に指名された4団体は、主に日本と周年を迎えた国々で、実演やワークショップなどを通じてそれぞれの専門分野の日本文化を紹介しました。

図表2-6-27 平成22年度文化交流使一覧

派遣種類	氏名	プロフィール	活動国
海外派遣型 (12名)	いわみ せいじ	漫画家	シンガポール, マレーシア, 韓国, 英国
	佐々木 康人	華道家	ベトナム, シンガポール, タイ, マレーシア
	澤田 勝成	津軽三味線奏者	中国
	笑福亭 銀瓶	落語家	韓国
	津村 禮次郎	能楽師	ロシア, ハンガリー
	野田 哲也	版画家	イスラエル, 英国
	藤間 万恵	日本舞踊家	中国
	黛 まどか	俳人	フランス, 英国, ルーマニア, ベルギー, ハンガリー, ドイツ
	藁輪 敏泰	和太鼓奏者	メキシコ
	安田 泰敏	囲碁棋士	オーストリア, スイス, フランス, ロシア, ヨルダン, イスラエル, モロッコ
	山内 健司	俳優	フランス, ルクセンブルク, ベルギー
	山村 浩二	アニメーション作家	カナダ



海外派遣型文化交流使の活動（野田哲也氏）

派遣種類	団体名	分野	活動国
短期指名型 (4組)	一般社団法人 日本伝統芸術国際交流協会	沖縄歌舞	メキシコ
	財団法人日本余暇文化振興会	津軽三味線	メキシコ
	有限会社アトリエ・アサクラ	日本舞踊	韓国
	金春流能ドイツ巡回公演実行委員会	能	ドイツ



短期指名型文化交流使の活動
(日本伝統芸術国際交流協会)

(2) 国際文化フォーラムの開催

「国際文化フォーラム」は、内外の芸術家、文化人などを招へいし、座談会、対談、講演などの形式により世界の文化芸術の最新の情報や文化を取り巻く課題に関する知見を交換する場として、平成15年度から開始した事業です。

平成22年度は11月18日から「文化の多様性と東アジア」を共通テーマに東京・奈良・福岡において、基調講演・座談会を行い、文化の意義や影響力について世界に向けたメッセージを強く発信しました。



平成22年度国際文化フォーラム会議の様子

図表2-6-28 平成22年度国際文化フォーラム 行事一覧

行事名	開催日	参加者	開催場所
東京セッション 「東アジアにおける文化の多様性」	平成22年11月27日 (土) 13:30～17:30	座長：青木保（青山学院大学大学院総合文化政策学研究所特任教授、元文化庁長官） スリン・ピッサワン（ASEAN 事務総長） 王曉秋（北京大學歴史学科教授／中国） ヌール・ヤルマン（ハーバード大学社会人類学及び中東地域学名誉教授・シニアフェロー／トルコ） 近藤誠一（文化庁長官）	東京国立博物館 平成館大講堂 (東京都台東区)
奈良セッション 「映画と東アジア」	平成22年12月4日 (土) 13:30～17:00	座長：佐藤忠男（映画評論家、日本映画学校校長） 河瀬直美（映画作家） ジャ・ジャンクー（映画監督／中国） イム・グオンテク（映画監督／韓国） アピチャポン・ウィーラセタクン（映画監督／タイ） フィリップ・チア（映画評論家／シンガポール） タンビール・モカンメル（映画監督／バングラデシュ）	奈良県新公会堂能楽ホール (奈良県奈良市)
福岡セッション 「文化観光の可能性」	平成22年11月18日 (木) 13:30～17:00	座長：三輪嘉六（九州国立博物館長） 田中浩二（前九州観光推進機構会長、九州旅客鉄道株式会社相談役） 王軍（中国文物交流中心主任／中国） ユ・ビョンハ（公州博物館長／韓国） 高田知仁（タイ サイアム大学教養学部ホテル・観光学科講師） ジェームス・トーマス・ユラック（スミソニアン協会フリーア・ギャラリー、アーサー・M・サックラー・ギャラリー日本美術シニアキュレーター／米国）	九州国立博物館 ミュージアムホール (福岡県太宰府市)

(3) 高校生国際文化交流事業

文化庁では、次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象として、海外で同一分野の文化芸術に携わる高校生との交流を図り、互いの作品や制作などに関する意見交換や作品の共同制作を試みるワークショップを行う「高校生国際文化交流事業」を実施しています。

平成22年度は「器楽・管弦楽」分野と「美術・工芸」分野を韓国に、「日本音楽」分野と「写真」分野を中国に、それぞれ派遣しました。

(4) 「国際交流年」に関する文化庁の取組

文化・教育、スポーツなど幅広い分野で官民を通じた交流事業を開催・実施することによって、諸外国との友好と相互理解を深めることを目的とした「国際交流年」が設定されています。平成22年は「2010年トルコにおける日本年(日トルコ友好120周年)」に当たり、文化庁として様々な事業を主催・支援しました。

(5) 文化に関連する国際的なフォーラムへの参加

日中韓の文化担当大臣が集う「日中韓文化大臣フォーラム」、東南アジア諸国連合(ASEAN)各国と日中韓の文化担当大臣が集う「ASEAN + 3文化大臣会合」、アジア欧州会合(ASEM:アジアと欧州の合計46か国と2機関により構成)の文化担当大臣が集う「ASEM文化大臣会合」など、文化担当大臣の国際的なフォーラムに参加するとともに、ユネスコの各種会議に参加し、議論に貢献しています。

平成23年1月、我が国で初めて開催された第3回日中韓文化大臣フォーラムでは、文化芸術の交流、文化財保護に向けた協力、著作権の保護など幅広い分野に関し、日中韓3か国における交流の拡大のための議論が行われ、「奈良宣言」がとりまとめられました。

(6) ハイレベル文化人専門家の招へい

文化庁では、外国のハイレベルの芸術家や文化財専門家などを招へいし、我が国関係者との意見交換などを実施しています。平成22年度は、ドイツ、タイ、イギリス、フランス、中国、トルコ、イタリア、オーストラリア、韓国から10名の専門家を招へいしました。

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

(1) 外国人に対する日本語教育施策の概要

近年、外国人登録者数(約213万人：平成22年12月法務省調べ)は2年連続で減少したものの、日本語学習者数(約17万人：21年11月文化庁調べ)は増加しており、それに伴って外国人の日本語学習目的が多様化しています。

このような状況の下、文化庁では、外国人労働者問題関係省庁連絡会議や日系定住外国人施策推進会議における提言などを踏まえ、コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るため様々な取組を行っています。

図表2-6-29 日本語教育に関する取組

取組	概要
1 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業	我が国に滞在する外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送れるように日本語教育の充実を図るため、日本語教室の設置運営、日本語指導者養成、ボランティアの実践的研修等を行っています。 また、地域の日本語教育を推進する専門的人材の養成のために「地域日本語教育コーディネーター研修」を開催しています。
2 生活日本語の指導力の評価に関する調査研究	文化審議会国語分科会で検討を行っている「生活者としての外国人」のための日本語教育の「標準的内容」等に準拠した日本語指導力の評価を適切に行うため、評価基準等に関する調査研究を行っています。
3 難民救援のための日本語教育事業	条約難民に対する定住支援事業の一環として、通所式施設において日本語教育を行うとともに、ボランティア団体等に対する支援や通所式施設を退所した難民に対する日本語教育相談を行っています。また、平成22年10月から受入れを開始した第三国定住難民に対しても日本語教育を行っています。
4 日本語教育教材等の提供	我が国で生活を始めようとする外国人の学習用の教材として、「日本語学習・生活ハンドブック」等を文化庁ホームページで公開するとともに、無償配布を行っています。
5 日本語教育に関する調査	多様化する日本語の学習ニーズに対応し、実態把握と指導内容・方法の充実等を図るため、日本語教育実態調査を行っています。
6 日本語教育に携わる者への情報提供等	日本語教育に対する理解の増進を図るとともに、日本語教育の水準の向上と日本語教育の推進に資するため、日本語教育大会を実施し、日本語教育施策の説明や地域の日本語教育に関する取組について情報提供を行っています。 また、各地域における日本語教育の充実を図るため、都道府県政令都市等の日本語教育担当者を対象に研修を行っています。

(2) 外国人に対する日本語教育の標準的な内容等の検討

平成19年7月、近年の外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえた日本語教育の在り方について検討を行うため、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置しました。20年1月に整理した「今後検討すべき日本語教育の課題」に基づき、これまで「地域における日本語教育の

体制整備」と「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的及び標準的な内容等」について審議を行ってきました。「生活者としての外国人に対する日本語教育の目的及び標準的な内容等」については、22年5月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について、23年1月に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」の取りまとめを行いました。

3 芸術文化の国際交流の推進

芸術文化の国際交流の推進は、我が国の芸術文化水準の向上を図るとともに我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものです。このため、文化庁では、芸術文化の国際交流を推進するため様々な施策に取り組んでいます。

図表2-6-30 文化庁の主な国際芸術文化交流事業の概要

<p>■<u>芸術による国際交流活動への支援</u></p> <p>我が国の芸術団体が行う外国との芸術交流と海外の優れた芸術団体との共同制作公演や世界で開催される有名な国際芸術祭等への参加を支援することにより、世界水準の芸術家・芸術団体の養成を図る。</p>
<p>■<u>海外映画祭への出品等支援</u></p> <p>日本映画を海外映画祭へ出品するための外国語字幕制作や映画製作者の海外渡航、宣伝用素材製作の支援、展示場出展を実施する。</p>
<p>■<u>アジアにおける日本映画特集上映事業</u></p> <p>日本の文化や社会を映し出した日本映画を特集上映することにより、日本文化への理解や親しみの深化と、日本映画のアジア諸国における上映機会の増加を図る。</p>
<p>■<u>メディア芸術海外展</u></p> <p>我が国メディア芸術の海外への発信力強化のため、文化庁メディア芸術祭海外展を開催するとともに、海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出品を実施する。</p>
<p>■<u>世界メディア芸術コンベンション</u></p> <p>世界のメディア芸術関連機関、フェスティバル等の関係者を招へいし、各国各機関の取組等について、情報交換及び意見交換することによって、国を越えた交流を図り、当該分野の連携・発展に資する。</p>
<p>■<u>海外メディア芸術クリエイター招へい事業</u></p> <p>メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、海外の優れたクリエイターを招へいしメディア芸術における国際交流を推進するとともに、交流機会を通じた国内クリエイターの育成を促す。</p>
<p>■<u>新進芸術家の海外研修</u></p> <p>美術、音楽、舞踊等の各分野の新進芸術家に、海外の大学や芸術団体等における実践的な研修機会を提供する。</p>

4 国際社会の一員としての文化財国際交流・協力の推進

文化遺産は人類共通の財産であり、その保護のためには国際的な交流・協力が不可欠です。我が国は、長年にわたり、国内外の文化財に関する優れた調査研究を行うとともに、保存修復のための高度な技術を開発し、経験を蓄積してきました。文化財保護の国際的な取組が進展する中で、我が国に対する期待はこれまで以上に高まっています。このため、文化庁では、次のような取組を行っています。

(1) 文化遺産保護国際協力のための体制構築

① 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

平成18年6月、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、関係機関の連携の強化などの講ずべき施策について定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立しました。19年12月には、同法に基づき、国や研究機関、文化遺産国際協力コンソーシアムなどの役割のほか、重点地域をア

ジアとすることや経済協力との連携強化などについて盛り込んだ基本方針が策定されました。

この基本方針に基づき、国内の協力体制の構築や関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を実施しています。

②文化遺産国際協力コンソーシアム*1の構築

関係省庁、教育研究機関、独立行政法人、民間助成団体などが一体となって効果的・効率的な文化遺産国際協力を推進するため、国内各研究機関などのネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究などを実施する文化遺産国際協力コンソーシアムが、平成18年6月に発足しました。

(2) 国際社会からの要請などに基づく国際支援

①文化遺産保護国際貢献事業(緊急的文化財国際事業への支援)

文化庁は、平成16年度から、「文化遺産保護国際貢献事業」として、紛争や自然災害により被災した文化遺産について関係国や機関からの要請などに応じ、我が国専門家の派遣、又は相手国の専門家の招へいを行うなどの緊急対応の専門家交流事業を実施しています。

- 平成21年度～ イタリア・ラクイラ地震に対する文化財修復支援に係る専門家派遣
- 平成22年度 インドネシア西スマトラ州パダンにおける歴史的地区文化遺産復興支援に係る専門家交流

②文化遺産保護国際貢献事業(文化遺産国際協力拠点交流事業)

文化庁は、平成19年度から、海外の国や地域において文化遺産の保護に重要な役割を果たす機関などとの交流や協力を行う拠点交流事業を実施しており、現地で文化遺産の保護に携わる人材の養成に取り組んでいます。

- 平成20年度～ インドネシア・ボロブドゥール遺跡に関する交流事業
- 平成20年度～ 中央アジア諸国との文化財保護交流事業
- 平成20年度～ モンゴル・国立文化遺産センターを拠点とした交流事業
- 平成22年度 カンボジア(アンコール期及びポストアンコール期の文化遺産)における拠点交流事業
- 平成22年度 インドネシア・アチェにおける歴史的記録文書等の保存修復のための拠点交流事業

これらの事業は、文化遺産国際協力コンソーシアム、外務省や国際交流基金その他の関係機関との協力の下で実施しています。

(3) 二国間取極などによる国際交流・協力

①海外展

文化庁は、我が国の優れた文化財を諸外国に紹介することにより、我が国の歴史と文化に対する理解の増進と国際親善の推進に寄与することを目的として、昭和26年以降、国宝・重要文化財を含む日本古美術品の展覧会を海外の美術館などとの共催により開催しています。

平成22年度は、「2010年トルコにおける日本年」を記念してトプカプ宮殿博物館(トルコ)で「日本の美5000年」展を開催し、縄文時代から江戸時代までの約5,000年にわたる日本美術の精華として47件の文化財を展覧しました。また、上海国際博覧会の開催を記念して上海博物館(中華人民共和国)で「鑑真と空海－日中文化交流の顕彰－」展を開催し、日中の文化交流に重要な役割を果たした鑑真と空海の肖像彫刻など3件の文化財を展覧しました。さらに、バンコク国立博物館(タイ)で「日本とタイ－ふたつの国の巧と美」展を開催し、古代から近代・現代に至る両国の考古資料や仏教

*1 文化遺産国際協力コンソーシアム

各研究機関の調査研究や保存修復活動の成果などの情報を集積し、それらの情報交換の拠点となるとともに、各研究機関やそれらに所属する研究者の相互交流を進めることを目的とする各研究機関による緩やかな連携体組織。

美術の名品、伝統工芸品など 111 件の文化財(日本側 56 件、タイ側 55 件)を展覧しました。

②アジア諸国への文化財の保存修復協力

文化庁では、アジア諸国へ文化庁調査官などの専門家を派遣して、歴史的建造物の共同調査や保存修復についての技術協力を行うとともに、アジア諸国の文化財の専門家、行政官を招へいして技術協力に関する協議や研修を行うなど、文化財建造物の保存修復分野における研究交流、人材育成を推進しています。

平成 22 年度は、インドネシア政府の行政官、技術者を招へいし、木造建造物の修復手法に関する技術研修を実施しました。また、ベトナム、韓国に文化庁調査官などを派遣し、現地文化財の保存修復に係る技術指導や今後の二国間技術協力の方針についての協議を行いました。

③イタリアとの交流・協力

我が国は、文化財の保存修復や国際協力の分野で長年の経験を有するイタリアと積極的な交流を行っています。

平成 19 年 3 月には、伊吹文部科学大臣(当時)とルテッリ文化財・文化活動大臣(当時)が、日伊文化遺産国際協力の文書に署名しました。また、20 年 3 月には、壁画の保存修復と活用の調和に関する協力、文化的景観と歴史的街区の保護に関する協力などを実施することを日伊間で合意し、20 年度からこれらの共同プロジェクトが進行しています。今後も、両国の保存修復などの現場を活用して、共同研究、相互の専門家の派遣や情報交換などを実施していく予定です。

④イクロムとの連携協力

我が国は、国際機関である文化財保存修復研究国際センター(イクロム:ICCRUM)に加盟し、分担金の拠出(米国に次いで第 2 位)や国際的な研究事業などに協力するほか、平成 12 年度からは同センターに文化庁調査官を派遣し、連携の強化を図っています。

⑤国際民俗芸能フェスティバル

我が国の民俗芸能と関連の深い芸能を外国から招き、国内の民俗芸能とともに公開する「国際民俗芸能フェスティバル」に、平成 22 年度はカンボジア王国とモンゴル国の民俗芸能を招へいしました。

(4) 文化財の不法な輸出入等の規制

我が国は、平成 14 年、不法な文化財取引を防止し、各国の文化財を不法な輸出入等の危険から保護することを目的とする「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約」を締結し、併せて「文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律」を制定しました。この法律には、外国の博物館などから盗取された文化財を「特定外国文化財」として輸入を禁止すること、特定外国文化財の盗難の被害者については、民法で認められている代価弁償を条件として、回復請求期間を特例として 10 年間に延長することなどが定められています。

(5) 武力紛争の際の文化財の保護

我が国は、平成 19 年、武力紛争時における文化財の保護を目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」などを締結し、併せて「武力紛争の際の文化財の保護に関する法律」を制定しました。この法律には、武力紛争時に他国に占領された地域(被占領地域)から流出した文化財を「被占領地域流出文化財」として指定し、輸入を規制すること、武力紛争時において戦闘行為として文化財を損壊する行為又は文化財を軍事目的に利用する行為などを罰則の対象とすることなどが定められています。

第8節 新しい時代に対応した著作権施策の展開

近年、インターネットの急速な普及や端末の小型化、モバイル化を背景に、デジタル化された情報がネットワークを介して流通する時代が到来しています。これに伴い従来の著作権法が想定していなかった著作物の創造、流通、利用、管理形態が広がっており、従来の著作権法制度の枠組では十分に対応できない可能性があるとの指摘も出てきています。

文化庁では、法制度の整備、円滑な流通の促進、著作権教育の充実、国際的課題への対応の四つの施策を中心に、新しい時代に対応した著作権施策を総合的に展開しています。

1 法制度の整備

「著作権法」については、これまでも権利の保護と公正な利用の調和を図りつつ、順次制度改正を行ってきました。

平成22年度は、文化審議会著作権分科会に設置された基本問題小委員会、法制問題小委員会、国際小委員会の3小委員会において、様々な課題に関する活発な議論が行われ、23年1月、各小委員会の検討の結果が「文化審議会著作権分科会報告書」として取りまとめられました(参照：http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2301_ver02.pdf)。

文化庁では、引き続き、権利の保護と著作物の公正な利用の促進を図るため、時代に合った著作権制度の整備に努めていきます。

(1) 基本問題小委員会

本小委員会では、デジタル化・ネットワーク化が急速に進展する中、著作権制度の今日的な意義といった点について根本的な検討を行うべきであるとの認識の下、様々な論点について検討が進められました。平成21年1月に取りまとめられた「文化審議会著作権分科会報告書」では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされました。このように、引き続き検討を要する課題等がある背景には、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間に見解の相違があったためと考えられます。このため、本小委員会では、①デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価、②著作権制度の果たす役割、③今後の検討が必要な著作権関連施策に関する課題について検討が行われました。

まず、①デジタル・ネットワークに対する認識、評価については、デジタル・ネットワーク社会がもたらす変化、変容として、(i)違法複製・違法流通の増大や、(ii)恒常的なソフト・コンテンツの不足と機器の汎用化、(iii)プロとアマの混在化の進展、(iv)電子化による正確で迅速な権利処理の実現、(v)出版社やレコード会社等の仲介者を中心とするビジネスモデルの在り方の変容が指摘されました。

また、②著作権制度の果たす役割については、デジタル・ネットワーク社会においても著作権制度が果たすべき役割は何ら変わるものではないとの認識に立ちながらも、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴って必要な制度の見直しを不断に行っていく必要があるとされました。

さらに、③今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題については、(i)デジタル・ネットワークに対応した著作権システムの構築、(ii)著作権に係る教育及び普及・啓発、(iii)著作権法制上の引き続きの重要課題などについて、議論を行っていくことが必要であるとされました。今後、著作権分科会においては、こうした指摘を踏まえつつ、時代に合った著作権制度の在り方について検討が進められる予定です。

(2) 法制問題小委員会

本小委員会は、著作権法制度の在り方について検討を行っています。平成22年度は、「知的財産推進計画2010（平成22年5月知的財産戦略本部決定）」においても検討が求められている、①権利制限の一般規定、②技術的保護手段の見直し、③ネット上の複数者による創作に係る課題、④いわゆる「間接侵害」に係る課題について検討を行いました。

まず、①権利制限の一般規定^{*2}については、平成21年度に引き続き検討を行い、22年4月に中間まとめを取りまとめ、文化庁において、同中間まとめに対する意見募集を行いました。この結果を踏まえ、本小委員会において、改めて関係団体へのヒアリングを実施し、更に検討を行い、23年1月に権利制限の一般規定の導入に関する報告書を著作権分科会で取りまとめました。

また、②技術的保護手段の見直しについては、近年、ファイル共有ソフトなどにより、映画、ゲームソフトなどのファイルが違法にアップロードされ、ネットワーク上に流通することにより、また、マジコンなどの回避機器の氾濫により、コンテンツ業界に多大な被害が生じています。これらを考慮し、現行法では技術的保護手段の対象とされていない、DVDなどに施された「暗号型」の保護技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を、技術的保護手段の対象とすることが適当とする旨の報告書を著作権分科会で取りまとめました^{*3}。

さらに、③ネット上の複数者による創作に係る課題については、主に権利処理ルールの明確化という観点から、契約による対応可能性について検討を行いました。今後、引き続き同じ観点から総合的な検討を行う予定です。

最後に、④いわゆる「間接侵害」に係る課題については、近年の情報通信技術の発展に伴う状況の変化を踏まえ、望ましい制度設計の在り方について論点の整理を行いました。今後は、関連する最高裁判決の内容の分析なども踏まえ、引き続き検討を行う予定です。

(3) 国際小委員会

本小委員会は、国際的ルールづくりへの参画の在り方に関することについて議論を行っています。平成22年度は、インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応を中心に議論を行うとともに、国際的な議論の動向についても検討を行いました。インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応については、著作権侵害の実態について、権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界(映画、テレビ、音楽、出版、ゲームなどの企業)からヒアリングを行いました。

その際、各企業の海外におけるビジネス展開の状況を考慮し、海賊版被害の状況や対策の現状、今後の課題などについて議論を行いました。政府としては、今後とも状況の把握に努めるとともに、二国間協議の対象の拡大や効果的な権利行使のための体制強化について検討していく必要があるとされました。

また、コンテンツ業界等からのヒアリングにおいて、インターネット上の著作権侵害対策として、日本でもスリーストライク制度を導入することについて関心が示され、また、要望が述べられました。また、これとは別に制度に関して検討すべき点として、ISPの責任制限の問題、発信者情報開示の問題、著作物登録制度の問題、リーチサイトの問題などが指摘されました。これらの論点は、国際的な著作権侵害特有の問題ではなく、法制度一般の問題でもあり、今後、しかるべき場において、さらに幅広い観点から検討されるべき課題であり、政府としては今後とも諸外国・地域の動向を注視していく必

^{*2} 権利制限の一般規定

一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定です。著作権分科会報告書（平成23年1月）においては、権利制限の一般規定の対象とすべき利用行為として、A：著作物の付随的な利用、B：適法利用の過程における著作物の利用、C：著作物の表現を享受しない利用の3類型を掲げています。

^{*3} 現行著作権法では、技術的保護手段の回避の規制に係る規定として、①私的使用目的であっても、技術的保護手段を回避して複製を行う場合を、私的使用のための複製の権利制限から除外する規定と、②技術的保護手段の回避専用装置・プログラムの公衆への譲渡などを規制する規定があります。回避規制の在り方について、今般の見直しでは、現行著作権法と同様の整理が引き続き適当であるとしています。

要があるとされました。国際的な議論の動向については、国際的な議論の動向や国内における調査などに基づいて審議を行いました。著作権をめぐる世界知的所有権機関(WIPO)における議論については、視覚障害者向けの権利制限と例外に関する議論、「視聴覚的実演の保護に関する条約」に関する議論に動きが見られ、またフォークロアについても議論が進展しつつあるなど、新たな検討が具体化している分野があり、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要であるとされました。

2 円滑な流通の促進

インターネットの普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、文化庁は、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

(1) 「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権の管理については、著作物の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、著作物等を集中的に管理する方式が普及しています。これらの事業を行う「著作権等管理事業者」に対して、「著作権等管理事業法」に基づき、年度毎の事業報告の徴収や定期的な立入検査などを行い、適切に事業が行われるよう指導監督を行っています(登録事業者数 36 事業者(平成 22 年度末現在))。

(2) 著作物などの流通・利用の円滑化施策

著作物の流通を促進するための環境整備として、インターネット上のコンテンツに利用条件を付与するシステム(意思表示システム)の開発や諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究を行い、その成果を広く関係者に公表しています。

- 著作物等の流通促進に関する調査研究(平成 18 年度～)
- コンテンツ流通促進シンポジウム

(3) 権利者不明などの場合における裁定制度の運用

著作権者などの所在が不明の場合に著作物などを適法に利用するための「裁定制度」の運用を行っています。平成 22 年度は 24 件の申請があり、67,915 件の著作物等の利用について裁定を行いました。また、21 年の著作権法改正において、同制度の利用をより円滑に行えるようにするため、①裁定の対象を著作隣接権者(実演家等)まで拡大、②裁定結果の前より供託金を供託することで、暫定的に利用が認められる「申請中利用」の制度を新設などの改善を行いました。

(4) 著作権登録制度の運用・改善

著作権に関する事実関係の公示や、著作権が移転した場合の取引の安全の確保などのため、著作権法に基づく登録事務を行っています。平成 21 年の著作権法改正においては、デジタル化・ネットワーク化の進展に合わせ、検索しやすい媒体をもって調製できるよう、著作権登録原簿の電子化に関する規定を整備しました(23 年度から実施予定)。

3 著作権教育の充実

著作権に関する高い意識や幅広い知識を身に付けることは、今日ますます重要となっており、中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱うこととされています。

また、文化庁では、全国各地での講習会の開催や様々な人を対象とした教材の作成・提供を行っています。講習会については、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員、教職員を対象として毎年十数か所で開催しています。教材については、児童生徒を対象とした著作権学習ソフトウェア、教職員を対象とした指導事例集、大学生や企業を対象とした映像資料、初心者向けのテ

キスト、著作権 Q&A データベース「著作権なるほど質問箱」などを文化庁ホームページ(参照：http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_4.html)を通して広く提供しています。

このほかにも、関係機関・団体などが主催する著作権講習会への講師の派遣や、著作権教育の充実のため関係団体との連携の促進などを行う著作権教育連絡協議会を開催しており、平成22年度も引き続きこれらの施策を推進し、著作権に関する教育・普及啓発について一層の充実を図っています。



平成22年度著作権セミナー（愛媛県）会場風景

4 電子書籍の流通と利用の円滑化

我が国における電子書籍の利活用の推進に向けた検討を行うため平成22年3月、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（総務省、文部科学省、経済産業省の3省合同開催）が開催され、同年6月に報告が取りまとめられました。同報告においては、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現」「オープン型電子出版環境の実現」「『知のインフラ』へのアクセス環境の整備」「利用者の安心・安全の確保」に向けた提言が行われました。

さらに、同報告を受け、文化庁においては、知の資産の有効活用と電子書籍流通の基盤整備に関する今後のあるべき姿について検討を行うため、「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を開催し、①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項、②出版物の権利処理の円滑化に関する事項、③出版者への権利付与に関する事項について検討を進めています。

5 国際的課題への対応

(1) 海外における海賊版対策

アジア地域を中心に、近年、我が国のアニメ、音楽、映画、ゲームソフトなどの著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版の製造・流通やインターネット上の著作権侵害が深刻な問題になっています。

海外における侵害海賊版の製造・流通を防ぐためには、我が国の権利者が自ら侵害発生地において迅速に対抗措置を講ずることができることが不可欠であり、文化庁では、その環境を整備するため、次のような施策を積極的に実施しています。

- 二国間協議などの場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請
- 欧米、アジア諸国から著作権行政担当者などを日本に招へいしたインターネット上の著作権侵害などに関する国際会議の開催
- 著作権侵害対策ハンドブックの作成・セミナーの開催など、我が国権利者の諸外国における権利行使の支援
- アジア著作権会議の開催など、国際的なネットワークの構築
- 侵害発生国・地域の取締機関職員を対象としたトレーニングセミナーなど、侵害発生国・地域を中心とした能力構築支援

(2) 国際ルールづくりへの参画

著作物は、貿易やインターネットを通じた送信などにより国境を越えて利用されるものであるため、多くの国において条約に基づく国際的な保護が行われています。我が国は、「文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(ベルヌ条約)」「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する

国際条約(ローマ条約)」、デジタル化・ネットワーク化に対応した「著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)」「実演家及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)」などの著作権関連条約の締結に加え、世界貿易機関(WTO)加盟国として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の履行義務を負っています。

現在、世界知的所有権機関(WIPO)で検討が進められている「放送機関」や「視聴覚実演」の保護に関する新条約の議論にも積極的に参画しています。2010年(平成22年)には「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)(ACTA)」の交渉が妥結し、締結に向けて準備が進められています。また、自由貿易協定(FTA)・経済連携協定(EPA)交渉や二国間協議の場において国際的な著作権保護の強化を働きかけています。

第9節 社会の変化に対応した国語施策

1 国語施策の概要

国語は、国民の生活に密接に関係し、我が国の文化の基盤を成すものです。文化庁では、時代の変化や社会の進展に伴って生じる様々な国語の問題に対応して、より適切な国語の在り方を検討しながら、その改善のために必要な施策を講じてきました。

国語に関する問題については、かつての国語審議会が中心となって検討を行い、様々な改善を図ってきました。具体的には、国語の表記に関して、一般の社会生活における「目安」や「よりどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などが答申され、内閣告示などによって実施されてきました。その後、国語審議会は、平成13年1月に文化審議会国語分科会として改組され、現在に至っています。

これら審議会の答申に基づく告示をはじめとする国語施策の普及と国語の改善のため、文化庁では、様々な取組を行ってきました。例えば、最近の国語施策についての情報などを提供するとともに、参加者から国語施策に対しての意見を頂くための「国語問題研究協議会」、「国語施策懇談会」を毎年開催しています。また、国語施策を進める上での参考とするために、平成7年度から毎年「国語に関する世論調査」を実施し、日本人の国語意識の現状について調査しています。さらに、14年5月からは「国語施策情報システム」により、インターネットを通じて国語施策に関連する資料を提供してきました。

そのほかにも、近年では、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、アイヌ語、八丈語、奄美語、沖縄語など国内の八つの言語・方言等の実態や保存・継承のための取組に関する調査や、19年2月に文化審議会が答申した「敬語の指針」を広く普及するためのウェブ版短編映画「敬語おもしろ相談室」を文化庁ホームページで公開するなどの施策を行っています。

①内閣告示・訓令となっているもの

国語審議会			文化審議会国語分科会						
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申(文化審議会)	現行の内閣告示・訓令	
1 国語ノ統制ニ 関スル件	当用漢字表(昭21.11)	→ 当用漢字表(昭21.11)	国語施策の改善の 具体策について (昭41.6)	常用漢字表(昭56.3)	→ 常用漢字表(昭56.10)	情報化社会に対応 する漢字政策の在 り方について (平17.3)	改定常用漢字表 (平22.6)	→ 常用漢字表 (平22.11)	
2 漢字ノ調査ニ 関スル件	当用漢字音訓表(昭22.9) 当用漢字字体表(昭23.6)	→ 当用漢字音訓表(昭23.2) → 当用漢字字体表(昭24.4)		改定 現代仮名遣い (昭61.3) 外来語の表記 (平3.2)					現代仮名遣い (昭61.7 平22.11一部改正) 外来語の表記
3 仮名遣ノ改定 ニ関スル件	現代かなづかい(昭21.9)	→ 現代かなづかい(昭21.11)		改定 送り仮名の付け方 (昭47.6)					送り仮名の付け方(昭48.6 昭56.10一部改正, 平22.11一部改正)
4 文体ノ改善ニ 関スル件 (昭10.3)									ローマ字のつづり方(昭 29.12)
	建 議								
	「送りがなのつけ方」に ついて(昭33.11)	→ 送りがなのつけ方 (昭34.7)							
	ローマ字のつづり方の単 一化について(昭28.3)								

②内閣告示・訓令となっていないもの

国語審議会		文化審議会国語分科会	
諮問	答申	諮問	答申(文化審議会)
新しい時代に応じた国語施策の在り方 について(平5.11)	現代社会における敬意表現(平12.12) 表外漢字字体表(平12.12) 国際社会に対応する日本語の在り方(平12.12)	これからの時代に求められる国語力に ついて(平14.2)	これからの時代に求められる国語力につ いて(平16.2)
		敬語に関する具体的な指針の作成につ いて(平17.3)	敬語の指針(平19.2)

2 新しい「常用漢字表」

(1) 漢字政策の変遷と漢字表改定の背景

昭和21年に内閣告示された「当用漢字表」は、「一般社会で、使用する漢字の範囲」として1,850字を示した漢字表で、その「使用上の注意事項」には「この表の漢字で書きあわせえないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」と明記されていました。「当用漢字表」は35年にわたって使用されましたが、その制限的な性格によって国語の表現を束縛し、表記を不自然なものにするとの批判や、社会情勢の変化によって新たに字種の追加が必要になったことなどから見直しが進められ、昭和56年に「常用漢字表」が内閣告示されます。「常用漢字表」は、「当用漢字表」に95字を加えた1,945字の漢字表です。また、漢字表の性格も制限色の薄い「漢字使用の目安」に変更されました。

しかし、昭和56年当時には想定できなかった情報機器の急速な普及によって、手書きできない漢字でも簡単に打ち出すことが可能になるなど、私たちの文字環境は大きく変化しました。こうした状況に対応するため、平成17年3月に文部科学大臣から文化審議会に「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問され、文化審議会国語分科会で審議することになりました。

平成22年6月7日、国語分科会における5年にわたる審議の結果取りまとめられた「改定常用漢字表」答申(案)が文化審議会です承され、「改定常用漢字表」として文部科学大臣に答申されました。その後、「改定常用漢字表」は、関係各府省との協議を経て、同年11月30日に「常用漢字表」として内閣告示されています。

(2) 新しい「常用漢字表」の内容

○出現頻度、造語力の有無、読み取りの効率性などの観点から、196字を追加し、5字を削除。1,945字から2,136字の漢字表に改定。

追加字種(196字)

挨 曖 宛 嵐 畏 萎 椅 彙 茨 咽 淫 唄 鬱 怨 媛 艶
 旺 岡 臆 俺 苛 牙 瓦 楷 潰 諧 崖 蓋 骸 柿 顎 葛
 釜 鎌 韓 玩 伎 亀 毀 畿 臼 嗅 巾 僅 錦 惧 串 窟
 熊 詣 憬 稽 隙 桁 拳 鍵 舷 股 虎 鋼 勾 梗 喉 乞
 傲 駒 頃 痕 沙 挫 采 塞 埼 柵 刹 拶 斬 恣 摯 餌
 鹿 叱 嫉 腫 呪 袖 羞 蹴 憧 拭 尻 芯 腎 須 裾 凄
 醒 脊 戚 煎 羨 腺 詮 箋 膳 狙 遡 曾 爽 瘦 踪 捉
 遜 汰 唾 堆 戴 誰 旦 綻 緻 耐 貼 嘲 抄 椎 爪 鶴
 諦 溺 填 妬 賭 藤 瞳 桁 頓 貪 井 那 奈 梨 謎 鍋
 匂 虹 捻 罵 剝 箸 汜 汎 阪 斑 眉 膝 肘 阜 訃 蔽
 餅 壁 蔑 哺 蜂 貌 頰 陸 勃 味 枕 蜜 冥 麵 冶 弥
 闇 喻 湧 妖 瘍 沃 拉 辣 藍 璃 慄 侶 瞭 瑠 呂 賂
 弄 籠 麓 脇

削除字種(5字)

勺 錘 銑 脹 匄

○専ら固有名詞を表記するのに用いる漢字は対象外として追加しないが、都道府県名に用いる漢字(= 岡, 阪, 熊, 鹿, 梨, 阜, 茨, 媛, 埼, 奈, 桁)及びこれに準じる漢字(= 畿, 韓)は例外として追加。

○これまでの常用漢字に新たな音訓を追加。

委(訓: ゆだねる) 育(訓: はぐくむ) 応(訓: こたえる) 滑(音: コツ)
 関(訓: かかわる) 館(訓: やかた) 鑑(訓: かんがみる) 混(訓: こむ)
 私(訓: わたし) 臭(訓: におう) 旬(音: シュン) 伸(訓: のべる) 振(訓: ふれる)
 粹(訓: いき) 逝(訓: いく) 全(訓: すべて) 創(訓: つくる) 拙(訓: つたない)
 速(訓: はやまる) 他(訓: ほか) 中(音: ジュウ) 描(訓: かく)
 放(訓: ほうる) 務(訓: つとまる) 癒(訓: いえる・いやす) 要(訓: かなめ)
 絡(訓: からめる) 類(訓: たぐい)

○使用されなくなった音訓を削除。

畝(訓: せ) 疲(訓: つからす) 浦(音: ホ)

○付表の語を変更。

居士(こじ) ⇒「一言居士」を「居士」に変更
 五月(さつき)⇒「五月晴れ」を「五月」に変更
 お母さん ⇒「お母さん」を「母さん」に変更
 お父さん ⇒「お父さん」を「父さん」に変更
 海女(あま) ⇒「海女」を「海女, 海士」に変更

※なお、付表の語を構成要素の一部とする熟語に用いてもかまわないことを明記。(「河岸(かし)」→「魚河岸(うおがし)」「五月(さつき)」→「五月晴れ(さつきばれ)」など)

○付表の語を追加。

鍛冶(かじ) 固唾(かたず) 尻尾(しっぽ)
 老舗(しにせ) 真面目(まじめ) 弥生(やよい)

○追加字種の字体(印刷文字における字体)については、「表外漢字字体表」(平成12年12月国語審議会答申)に示された「印刷標準字体」を基本としつつ、以下の5字(*)に、括弧内に示す「許容字体」を併せて明示。また、「しんにゅう」「しよくへん」の例を含め、印刷文字字形とは異なる手書き特有の字形を持つ字について、具体的に説明。

* 邇[邇], 遜[遜], 謎[謎], 餅[餅], 餌[餌] []の外が「印刷標準字体」

○必要に応じ、振り仮名などを用いて読み方を示すような配慮をするなどした上で、表に掲げられていない漢字を使用することもできると明記。

(3) 新しい「常用漢字表」の普及

新しい「常用漢字表」は、内閣告示以降、既に法令、公用文書、新聞、雑誌、放送などに広く用いられ、一般の社会における円滑な情報伝達のための漢字使用の目安として働いています。また、文化庁では、「常用漢字表」の説明会を全国5か所で開催するなど、その普及に努めています。

第10節 宗教法人制度と宗務行政

1 宗教法人制度の概要

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や、神社、寺院、教会などの大小様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っています。そのうち、約18万3,000の宗教団体が「宗教法人法」に基づく宗教法人となっています。

宗教法人制度を定める宗教法人法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由で自主的な活動を行うための財産や団体組織の管理の基礎を確保することにあります。宗教法人制度は、憲法の保障する信教の自由、政教分離の原則の下で、宗教法人の宗教活動の自由を最大限に保障するため、所轄庁の関与をできるだけ少なくし、各宗教法人の自主的・自律的な運営に委ねています。その一方で、宗教法人の責任を明確にし、その公共性を骨子として全体系が組み立てられています。

図表2-6-32 宗教法人数

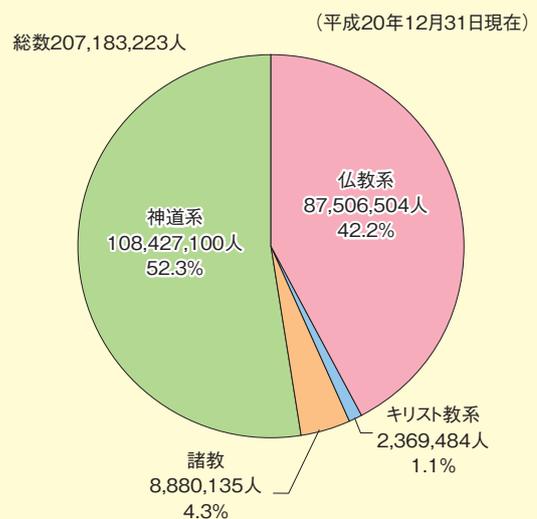
(平成20年12月31日現在)

所轄	区分		包括 宗教法人	単位 宗教法人	合計
	系統				
文部科学大臣	神道系		128	86	214
	仏教系		155	273	428
	キリスト教系		61	245	306
	諸教		30	77	107
	計		374	681	1,055
都道府県知事	神道系		6	85,148	85,154
	仏教系		11	77,299	77,310
	キリスト教系		7	4,144	4,151
	諸教		1	14,930	14,931
	計		25	181,521	181,546
合計		399	182,202	182,601	

- (注) 1 文部科学大臣所轄：複数の都道府県に境内建物を有する宗教法人および当該法人を包括する宗教法人
2 都道府県知事所轄：一つの都道府県内のみに境内建物を有する宗教法人

(出典) 文化庁編 『宗教年鑑(平成21年版)』

図表2-6-33 系統別信者数



(注) 信者の把握の基準は宗教団体により異なる。

(出典) 文化庁編 『宗教年鑑(平成21年版)』

2 宗務行政の推進

(1) 宗教法人の管理運営の推進等

文化庁では、都道府県の宗務行政に対する指導・助言、都道府県事務担当者の研修会、宗教法人のための実務研修会などの実施、手引書や映像教材の作成などを行っています。

また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する宗教統計調査を実施し、その結果を「宗教年鑑」としてまとめ、発行するほか、宗教に関する資料の収集や海外の宗教事情の調査などを行っています。



宗教法人実務研修会



宗教年鑑等

(2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情により活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その名義が売買の対象となり、第三者が名義を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。

このため、文化庁と都道府県においては、不活動状態に陥った法人について、吸収合併や任意解散の認証により、また、これらの方法で対応できない場合には、裁判所に対して解散命令の申立てを行うことにより、不活動宗教法人の整理を進めています。

(3) 宗教法人審議会

宗教法人の信教の自由を保障し、宗教上の特性などに配慮するため、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されています。

第11節 アイヌ文化の振興

文化庁では、以前から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定などを行い、北海道教育委員会が行う事業への支援を行ってきました。平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統などが置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興などを図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、併せて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立しました。

文部科学大臣と国土交通大臣は、同法の規定に基づく業務などを行う団体として財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定し、同法人の行う事業に対して支援しています。同法人は、アイヌに関する研究などへの助成、アイヌ語の振興、アイヌ文化の伝承再生や文化交流、普及事業、優れたアイヌ文化活動の表彰、アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生事業などを行っています。

図表2-6-34 アイヌ関連施策事業体系図（平成22年度）

